

コロナ特例貸付の返済にお困りの方へ ～返済時期を遅らせる猶予(ゆうよ)の方法があります～

仕事がなかなか
見つからない

生活が苦しく、他の借金
の返済もあり支払いが
難しい。



水道・電気・ガス代が
払えない

病気になって
しまった

収入が減り、返済が苦しい

コロナ特例貸付とは・・・

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、失業したり収入が減少した世帯に対しての貸付制度がありました。(受付は2022年9月30日で終了)

たとえば、次のような事情で返済にお困りではありませんか？

- ✓ 災害にあってしまった
- ✓ 仕事をなくしてしまった
- ✓ 収入が低くて生活が苦しい
- ✓ 多重債務がある
- ✓ 病気で働けない
- ✓ ほかの借金も返済を遅らせている
- ✓ DV(家庭内暴力)から逃げている
- ✓ 公共料金をずっと滞納している

返済時期を遅らせること(猶予)ができる場合があります

まずはお気軽にご相談ください。

※返済時期を遅らせることで、延滞利子(年3.0%)の発生時期も遅らせることができます。

社会福祉法人 時津町社会福祉協議会

☎882-0777

受付：月～金(年末年始・祝日を除く) 9時～17時

場所：時津町左底郷367番地(時津町総合福祉センター内)

LINE 相談専用



新型コロナ特例貸付について詳しい詳細は裏面をご覧ください

新型コロナ特例貸付とは？

資金種類	貸付上限額	返済開始
緊急小口資金	20万円	令和5年1月～
総合支援資金（初回）	単身世帯 月15万円×3ヵ月（45万円） 2人以上世帯 月20万円×3ヵ月（60万円）	令和5年1月～
総合支援資金（延長）	上記と同じ	令和6年1月～
総合支援資金（再貸付）	上記と同じ	令和7年1月～

○ 償還猶予の期間は、原則として1年間です。

※猶予期間中に住民税非課税等の償還免除の要件に該当した場合は、時津町社会福祉協議会にご連絡ください。

○ 毎月の返済額変更（少額返済）については返済期間が延長されるものではありませんので、返済期間終了までに残高を返済していただく必要があります。返済期間終了から年3.0%の延滞利息が発生します。

償還免除（お金をかえさなくてもいい）について

■借受人および世帯主の住民税（均等割・所得割のいずれも）が非課税である世帯については、必要書類を提出すれば、貸付金の一部又は全額が償還（返済）免除になる場合があります。

■住民税非課税以外の償還免除

- ・生活保護を受給した場合
- ・精神保健福祉手帳（1級）が交付された場合
- ・身体障害者手帳（1級または2級）が交付された場合
- ・療育手帳（A1、A2）が交付された場合
- ・死亡した場合
- ・失踪宣告された場合

まずは、**時津町社会福祉協議会にご相談ください。**

※ 今後、生活状況の確認や個別相談に応じるため、社協職員から連絡する場合がありますので、ご承知おきください。